

## 新型コロナウイルス 関連無料電話相談

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因するさまざまな悩みごとについて、無料困りごと相談・法律相談会において、弁護士が電話で相談に応じます。

●日時 月・木曜日 15時～17時

※1回の相談時間は30分です。  
※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

## 東日本大震災 無料困りごと相談・ 法律相談会

震災により法律問題や税金問題でお悩みの方、そのほか生活全般の困りごとがある方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いませんので、気軽に相談ください。

●日時 平日 13時～17時

※曜日によって相談員・相談時間が変わりますので、左記の相談員の項目で確認ください。

●相談員 福島県弁護士会、相馬市四団体協議会（司法書士会・税理士会・行政書士会・

土地家屋調査士会）、福島県社会保険労務士会

▽弁護士会【電話相談のみ】

主な相談内容Ⅱ原発事故による損害賠償、多重債務など

月・木曜日 15時～17時  
※確認事項がありますので、事前に連絡ください。

▽司法書士会

主な相談内容Ⅱ相続手続き、売買、贈与、登記、会社など

火・水・金曜日 13時～16時

▽税理士会

主な相談内容Ⅱ所得税、相続税、贈与税、法人税

金曜日 15時～17時

▽行政書士会

主な相談内容Ⅱ農地転用許可申請、その他官公庁許可申請

月曜日 13時～15時

▽土地家屋調査士会

主な相談内容Ⅱ分筆、測量、土地建物の調査

水曜日 15時～17時

▽社会保険労務士会

主な相談内容Ⅱ雇用保険、労災保険、健康保険など

木曜日 13時～15時

## 行政相談

●日時 10月13日（火）10時～12時

## 多重債務相談【電話相談のみ】

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時  
必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

## 無料法律相談

日常生活の悩みなどに関し、無料で相談を行います。

希望する方は生活環境課へ予約ください。

●日時

①10月5日（月）

②10月19日（月）

13時～16時30分

## 市民相談

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時

## 交通事故相談

●日時

①10月8日（木）

②10月22日（木）

9時～17時

## 消費生活相談

訪問販売・商品トラブルなどについて。

●日時 毎日（土・日曜日、祝日を除く）8時30分～17時



@soma\_city

相馬市公式ツイッターです。

随時、市からのお知らせをお伝えしています。

## 生活困りごと相談

経済的な困りごとなど、気軽に相談ください。

月・金曜日（土・日曜日、祝日を除く）、8時30分～17時、生活サポート相談センター（総合福祉センター）（はまなす館内） ☎362015

●ここまでの相談場所・問い合わせ先 生活環境課（☎372144）

## 行政相談委員 による相談所 を開設します

10月19日（月）～25日（日）の一週間は、「行政相談週間」です。

行政相談は、役所（国・県・市町村）などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどの相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

この週間に併せて特設行政相談所を開設します。

相談は無料で、秘密は厳守します。気軽に相談ください。

## 【特設行政相談所】

●日時 10月20日（火）10時～12時

●場所 市役所1階相談室兼会議室

●行政相談委員

▽菅野良成相談員

▽荒知之相談員

●問い合わせ先 生活環境課

（☎372144）



## 休日の当番医

|           |              |        |         |
|-----------|--------------|--------|---------|
| 10月4日(日)  | やまぐち小児科医院    | 中村一丁目  | 37-8815 |
| 10月11日(日) | 浜通りふれあい診療所   | 沖ノ内一丁目 | 26-7100 |
| 10月18日(日) | わたなべ胃腸内科     | 大曲字大毛内 | 26-5061 |
| 10月25日(日) | すぎやまこどもクリニック | 大曲字大毛内 | 26-5111 |

※診療時間は 9:00 ～ 16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院 (☎ 36-5101)  
相馬中央病院 (☎ 36-6611)

## 10月の行事予定

(9月14日現在)

| 月日        | 行事名         | 場所   |
|-----------|-------------|------|
| 10月22日(木) | 福島県民共済移動相談会 | 市民会館 |

## 休日の当番歯科医

|           |          |         |         |
|-----------|----------|---------|---------|
| 10月4日(日)  | 大町病院(歯科) | 南相馬市原町区 | 24-2333 |
| 10月11日(日) | 篠山歯科医院   | 沖ノ内二丁目  | 36-1622 |
| 10月18日(日) | 西町歯科医院   | 南相馬市鹿島区 | 46-5534 |
| 10月25日(日) | 新開歯科医院   | 中村字宇多川町 | 36-3214 |

※診療時間は 9:00 ～ 16:00

## 献血に協力を

| 月日        | 時間            | 場所       |
|-----------|---------------|----------|
| 10月10日(土) | 10:00 ～ 12:00 | エイトタウン相馬 |
|           | 13:30 ～ 16:00 |          |

※採血は医師の診断の上、行います。

※新型コロナウイルス感染症対策を実施の上、行います。

## エッセー 法律あれこれ

### GOTO なんとか

前月号の記事で、民法改正を紹介するのであれば売主の不適合責任(旧瑕疵担保責任)なども言及すべきではないかと、担当係長に糾弾されましたが、聞く耳は持ちません!(次号以降のどこかで。)

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から発せられた飲食店の営業や出張を含めた旅行に対する「自粛の要請」、これと矛盾するとも思える「GOTOキャンペーン」が、世間で話題です。

憲法は「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」(22条1項)と規定し、移動・旅行の自由や、職業選択に不可欠の前提となる営業の自由を保障しています。今日の感覚からすると、やや雰



企画政策部 参事  
弁護士 小津充人

大阪府出身。平成17年弁護士登録。大阪の法律事務所等で4年勤務後、日本弁護士連合会などの支援で設置された公設事務所(秋田県大館市)に所長として赴任(6年間)。平成28年4月より現職(福島県弁護士会会員)。

囲気の異なる文言が並んでいますが、古く封建制の時代には、領主が領民を身分的に支配し、領民は決められた土地と、(土地利用に適した)決められた仕事に縛られていました。その土地から領民・市民を解放することが職業選択の自由の出発点だったのです。

少し脱線しましたが、本条項に基づけば、理論的には、移動・営業の自由に対する、公権力による不合理な介入・制限は許されないと考えられますが、法律家的には、裁判所はこの話題をどう判断するだろうか、ということをご想像します。問題解決の手段として裁判所を利用する職業である以上、そこでの判断の見通しが事件処理の方向性に強く影響するからです。裁判所は、憲法の条文の文字面をこね回すのではなく、憲法学や判例の積み重ねを踏まえて

判断します。職業選択の自由は、憲法の保障する権利・自由のなかでも経済的自由と整理され、裁判所は政策的な判断を尊重する傾向にあります。極端にいうと、「適切か不適切か」という「10段階の5か6か」という判断ではなく、「明らかに不適切かそうでないか」という「10段階の2や3か、そうではないか」というイメージです。判断から逃げていくようにも見えますが、裁判所は、選挙民から一番遠い立場にある国家機関であるとの自覚と、他方で、前例のない事案に対し、判断の基礎資料も検討の時間も限られた中での判断が必要となる立法・行政機関による意思決定の尊重の結果を示すものということもできます。そうすると、法律の世界からは、一応の説明がつく政策については(違和感を抱きつつも)据わりの良い評価を示すことは難しいと思われれます。

我々にできるのは、ポジティブに考え、雇用確保・地域経済のため、感染予防に留意しながら地元で飲食・宿泊すること。あとは、投票所にGo..

令和2年4月28日(令和3年3月31日生まれのお子さんへ)

## 市新生児特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済対策として、将来を担う子どもたちの支援を目的に、出生した子どもを養育する保護者へ、市新生児特別定額給付金を給付します。

●対象者 令和2年4月28日(令和3年3月31日)に生まれ、出生後初めて市の住民基本台帳に記録された新生児

●申請者 対象者の保護者

●給付額 対象者1人あたり10万円

●給付方法 申請者本人名義の銀行口座へ振り込み。

●申請方法 対象者の保護者へ申請書を郵送しましたので、市役所1階社会福祉課に持参、または郵送で申請ください。

※10月1日以降に出生届を提出した対象者の保護者には、市役所1階社会福祉課で申請書を配布します。

※申請内容により、必要書類の提出を求める場合があります。

●受付期間 10月1日(木)～令和3年3月31日(水)

●問い合わせ先 社会福祉課(☎372204)

## 防犯灯の設置は行政区長などへ相談ください

防犯灯は、夜間における犯罪の発生防止、児童・生徒や市民の安全を守る観点から、防犯効果が期待できるものです。

防犯灯は、行政区長などからの要請を踏まえて、電力柱などへ市が設置します。

お住まいの地域で防犯灯が必要な場合は、行政区長などに相談ください。

※電力柱などが無い場合の柱の設置費用や設置後の電気料金、防犯灯の更新費用などの維持管理費は、地域住民(行政区)などの負担となります。

●問い合わせ先

地域防災対策室(☎37-2121)

## 防災行政無線で情報伝達訓練を実施します

この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)からの情報が防災行政無線で正常に受信できるか確認するために行うもので、本市以外にも全国で同様の情報伝達訓練が一斉に行われます。

●実施日時 10月7日(水)11時ごろ

●訓練内容 市内に設置してあるすべての防災行政無線から一斉に、次の内容が放送されます。

●放送内容

①上りチャイム音

②「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し放送されます)

③「こちらは、防災そうま広報です」

④下りチャイム音

※Jアラートとは、地震・津波や弾道ミサイル発射などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

●問い合わせ先 地域防災対策室(☎372121)

回答期限が近づいています

国勢調査  
2020

調査への回答は  
お済みですか

10月7日までに回答  
をお願いします



国勢調査の回答期限が近づいています。万が一、調査票が届いていない場合は、企画政策課まで連絡ください。

●調査基準日

令和2年10月1日

●調査の対象者 令和2年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人(外国人を含む)と世帯が対象です。※10月1日午前零時現在で出生しているお子さんも調査対象になります。

●調査の回答方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、インターネット、または郵送で回答ください。

※調査基準日までに世帯や世帯員に異動があった方、および調査員による回収を希望する場合は、企画政策課まで連絡ください。

●問い合わせ先 企画政策課(☎372218)

国勢調査の詳細は、「国勢調査2020キャンペーンサイト」を確認ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>

国勢調査 2020

検索



## 年金生活者支援給付金の請求を受け付けます

年金生活者支援給付金は、年金などの所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に乗せして支給されるものです。給付金を受け取るためには、請求書の提出が必要です。

※昨年度に請求した方で、今年度も支給要件を満たしている方は、手続き不要です。  
●要件と給付額 下表のとおり。

●請求手続き 該当者には、10月中旬頃に日本年金機構からはがき型の請求書が送付されますので、必要事項を記入し、返送ください。

◎これから年金を受給する方は、年金の請求時に手続きください。請求先は次のとおりです。

▽厚生年金を受けている方  
年金事務所

▽国民年金のみ受けている方  
保険年金課

### ●留意事項

▽添付書類は不要です。

▽代理人が請求する場合、本人のはんこが必要です。

▽支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは不要です。

▽令和3年2月1日までに請求の手続きを行うと、令和2年8月分からさかのぼって給付金を受け取ることが出来ます。

▽日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意ください。電話で家族構成や口座番号・暗証番号を聞くことはありません。

◎ねんきんダイヤル 年金生活者支援給付金の請求で困りの時に相談ください。

▽電話番号 0570-051165

※050で始まる電話でかける場合 03-6700-1165

▽受付時間

月曜日 8時30分～19時  
火～金曜日 8時30分～17時15分

第2土曜日 9時30分～16時  
※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日に19時まで相談を受け付けます。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。

●問い合わせ先

▽保険年金課（☎372141）

### ●要件と給付額

| 年金の種類  | 支給要件                                                | 給付額                                                                                                                      |
|--------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 老齢基礎年金 | ▽65歳以上<br>▽世帯全員の市民税が非課税<br>▽年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下 | 次の①と②の合計額です。<br>①保険料納付済期間の額（月額）<br>＝5,030円×納付済期間（月）／480月<br>②保険料免除期間の額（月額）<br>＝10,856円×免除期間（月）／480月<br>※4分の1免除期間は5,428円。 |
| 障害基礎年金 | 前年の所得額が約462万円以下                                     | 障害等級2級 5,030円（月額）<br>障害等級1級 6,288円（月額）                                                                                   |
| 遺族基礎年金 | 前年の所得額が約462万円以下                                     | 5,030円（月額）                                                                                                               |

▽日本年金機構相馬年金事務所（☎365172）  
※音声案内が聞こえたら、5を押してください。

要介護認定を受けている方へ

## 「障害者控除対象者認定書」

を送付します

介護保険要介護認定を受けており、かつ、次の要件を満たした方へ、10月30日に障害者控除対象者認定書を送付します。認定書により、年末調整および確定申告の際に所得税および住民税の控除を受けられる場合があります。

※12月31日より前に認定期間を迎える方や現在要介護認定の申請中の方は、新たな要介護認定が確定した場合1月中旬に送付します。

※今年亡くなられた方や転出された方の認定書は申請により交付します。

### ●要件

①65歳以上で要介護1以上の認定を受け、かつ、一定の要件を満たす方

②現在、市の介護保険の被保険者で、認定の有効期間が今年の12月31日以降の方。

●申請・問い合わせ先 健康福祉課（☎373065）

## ごみを減らすために4Rに取り組みましょう

10月は、国の3R推進月間です。市は、ごみの減量のために国の3Rに「Refuse（リフューズ）」を加えた4Rを推進しています。全市民をあげてごみの減量化と再資源化のさらなる推進のため、下記の4Rに取り組みましょう。

- ▽Reduce（リデュース） ごみの量を減らす（必要なものを必要な量だけ買う）
- ▽Reuse（リユース） 繰り返し使う（ものをすぐ捨てず、修理・修繕して繰り返し使う）
- ▽Recycle（リサイクル） ごみを資源として再利用する（ごみを正しい分別で出す）
- ▽Refuse（リフューズ） ごみになるものを受け取らない（マイバッグで買い物をする）

●問い合わせ先 生活環境課（☎37-2143）

# 市立幼稚園 園児募集

令和3年度の市立幼稚園の入園希望者を、次により募集します。

●募集期間 10月1日(木)～11月30日(月)

※12月1日以降、募集定員に満たない場合は、休園を決定した幼稚園を除き、募集期間後も随時受け付けます。

●対象者 市内に住所がある幼児(保護者も同様)で、次に該当する方

▽5歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ  
▽4歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ  
※震災の影響で市内に避難している市外の方は、相談ください。

●募集定員 次の表のとおり

| 幼稚園名 | 定員(人) |     | 電話番号    |
|------|-------|-----|---------|
|      | 4歳児   | 5歳児 |         |
| 大野   | 35    | 35  | 35-1962 |
| 八幡   | 35    | 35  | 36-3808 |
| 飯豊   | 35    | 70  | 35-6756 |
| 日立木  | 35    | 35  | 35-0591 |

●入園手続き 各市立幼稚園にある入園願書に必要事項を記入し、希望する幼稚園に出くください。

※現在、在園中で引き続き通園される方の手続きは不要。

●保育料月額 幼児教育保育無償化により、無料です。  
※教材費などは別途支払い。

## 【預かり保育】

●対象者 市立幼稚園に通う園児

●預かり保育の種類

▽常時預かり保育Ⅱ就労などにより、常に保育を必要とする園児を預かります。  
▽臨時預かり保育Ⅱ家庭の事情により、保育が必要な園児を臨時的に預かります。

●実施する幼稚園 3人以上の希望がある幼稚園

●預かり日 次の日を除いた日に実施

①土・日曜日、祝日  
②8月13日～16日  
③年末・年始(12月29日～1月3日)

④教育委員会が指定した日  
※都合により実施できない場合は、事前に保護者に連絡

します。

●預かり時間 教育時間終了後～18時

●預かり保育料

▽常時預かり保育Ⅱ月額3,000円

▽臨時預かり保育Ⅱ月額300円  
※幼児教育保育無償化により、保育の必要性の認定を受けた園児の保護者は、利用実績に応じて、預かり保育料が減額されます。(別途申請が必要です)

●申し込み方法

▽常時預かり保育 常時預かり保育申込書を希望する幼稚園に提出ください。申込書は各幼稚園にあります。  
▽臨時預かり保育 預かり保育を希望する日までに臨時預かり保育申込書を希望する幼稚園に提出ください。申込書は各幼稚園にあります。

※幼児教育保育無償化の詳細の案内は、各幼稚園を通して配布します。

●問い合わせ先 学校教育課 (☎372185)

場所に火を使う場合は消火器を備えましょう！

消火器は、火災による被害を効果的に防ぐことができます。もしもの場合に備えて、火を使う場所には消火器を備えましょう。

消火器には、一般向けの小型で軽量の消火器や、片手でも使用できるエアゾール式簡易消火具もあります。

いざという時のために、地域の防火防災訓練などに参加し、適切な消火器の使い方を覚えましょう。

●一般的な消火器の使い方

①消火器を火災現場近くの安全な場所まで運びます。  
②黄色のピンを引き抜きます。  
③ホースを外し、ホースの先端を持って火元に向けます。  
④レバーを強く握って放射します。

⑤火の根元を狙い手前からほうきで掃くように放射します。

●問い合わせ先 地域防災対策室 (☎372121)

## マイナンバーカードに関する窓口での手続きは 事前に予約ください！

マイナンバーカード交付・更新などの手続きには相当の時間を要するため、1日に受け付けることができる人数に限りがあり、事前の予約なく来庁された方の当日手続きが難しい場合があります。滞在時間を短縮し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためにも、事前に電話予約願います。

●予約・問い合わせ先 市民課 (☎37-2138)



## 合併処理浄化槽設置を補助します

合併処理浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助金として交付しています。合併処理浄化槽はトイレの排水だけでなく、台所や風呂などの生活雑排水も併せて処理します。

現在、単独処理浄化槽（トイレのみ処理する浄化槽）、くみ取り式トイレを利用してゐる方は、生活雑排水が未処理のまま川や海へ流れてゐますので、早めに合併処理浄化槽を設置ください。

●補助対象地域  
下水道計画区域および農業集落排水計画区域以外の市内区域

●補助金を交付する要件  
▽建築家屋が恒常的に使用される住宅であること（店舗併用住宅で住宅部分の面積が2分の1以上も含む）  
▽当該年度に合併処理浄化槽を設置、かつ維持管理する方  
▽当該年度に合併処理浄化槽を設置した住宅を購入、かつ維持管理する方  
▽市税を滞納していない方  
▽販売目的の住宅でないこと  
▽工事着工前に補助金の申請を行うこと

【補助限度額（令和2年度）】

●設置分

▽5人槽以下  
332,000円

▽6～7人槽  
414,000円

▽8～10人槽  
548,000円

●撤去分  
完全撤去した場合に、設置の補助金に加算されます。

▽単独処理浄化槽  
45,000円

▽くみ取り便槽  
30,000円

●宅内配管分（汚水ますや配管工事）  
300,000円

※家屋の新築以外で、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合の宅内（敷地内）の宅内配管工事が新たに補助対象となります。

◎浄化槽の健康診断 浄化槽を管理する方は、浄化槽の保守点検、清掃業者との契約の締結と法定検査受検が浄化槽法で義務付けられています。詳細は問い合わせください。

●問い合わせ先 下水道課（☎ 372165）

## 令和3年 成人式

●日時 令和3年1月10日（日）11時

●場所 市民会館

●対象者 平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方で、市内に居住または本市出身の方

※令和2年12月1日現在、市内に住民登録のある新成人の方には12月に案内状を送付します。

※参加申し込みは必要ありません。

●市内に住民登録のない方で参加を希望する方 10月1日（木）～10月30日（金）に市役所1階生涯学習課へ申し込みください。

※電話申し込みも可能です。

●留意事項 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催中止となる場合があります。

●申込・問い合わせ先 生涯学習課（☎ 372187）

## 県民健康調査

### 「妊産婦に関する調査」を実施します

県立医科大学は、県の委託を受け、県民健康調査「妊産婦に関する調査」を行ってゐます。妊産婦の皆さんのこころや身体の健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の県内の産科・周産期医療の充実へつなげていくことを目的として実施しています。

なお、過去の調査結果は県立医科大学放射線医学県民健康管理センターホームページ「妊産婦に関する調査」に掲載しています。

●調査時期 11月以降

●対象者

①令和元年8月1日～令和2年7月31日に県内の市町村から母子健康手帳を交付された方

②①の期間に県外で母子健康手帳を交付され、県内で里帰り出産された方

※①の方は、各市町村の母子健康手帳交付時に登録された情報を基にしています。

※②の方は、県内参加医療機関を通じ、本調査への協力をお願いしています。調査票が届かない場合は、問い合わせ先に連絡ください。

●問い合わせ先 県立医科大学放射線医学県民健康管理センター妊産婦調査専用ダイヤル（☎ 024-549-5180）（平日9時～17時）

ホームページはこちら



## 中止のお知らせ 市子ども駅伝競走大会

11月22日（日）に開催を予定していた第9回相馬市子ども駅伝競走大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止します。

●問い合わせ先 生涯学習課（☎ 37-2278）



## 10月1日から ロタウイルスワクチン 予防接種費用を助成します

10月1日から、ロタウイルスワクチン予防接種が予防接種法に基づく定期予防接種に加わったことから、市はロタウイルスワクチン予防接種の接種費用を助成します。

予診票は赤ちゃん訪問時に交付します。本市に転入した方は、問い合わせください。

※10月1日前に受けた接種は助成の対象となりません。

●対象者 令和2年8月1日以降に生まれた乳児。

●接種回数

2回、または3回。

※接種するワクチンによって接種回数が異なりますので、詳細は問い合わせください。

●接種料金 委託登録医療機関で接種の場合、全額市が助成します。

※県外で接種希望の方は、接種前に保健センターへ連絡ください。

※委託登録医療機関は、予診票交付時にお知らせします。

●問い合わせ先 保健センター（☎354477）

## 相馬地方障がい者 差別解消講演会 自閉症の子と ともに生きて

自閉症の子を持つ父親としての経験や、新聞記者、論説委員として障がい者の差別解消に携わってきた経験などをもつ講師を迎え、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指す講演会を開催します。ぜひ参加ください。

●日時 11月7日（土）13時30分～15時30分

※開場 13時。

●場所 サンライフ南相馬集会所（南相馬市原町区小川町322-1）

●講師 野澤和弘氏（植草学園大学副学長・発達教育学部教授）

●定員 100人

●申込期限 10月23日（金）

●申込・問い合わせ先 相馬地方基幹相談支援センター拓（ひらく）（☎267470）

## 福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

福島広域雇用促進支援協議会は、就職面接会などを実施します。

※参加費は無料です。

### 就職面接会in相双

求人票だけでは分からない各企業の魅力を聞くことができますので、ぜひ参加ください。

※当日参加も可能ですが、予約優先です。

※履歴書は不要です。

●日時 11月7日（土）

▽10時30分～12時

▽13時30分～15時

●場所 ゲストハウス・フェリーチエ（馬場野字福迫391-2）

●定員 各回30人

●申込期限 10月29日（木）

### 就職面接会in相双に向けた事前就職相談会

「就職面接会in相双」へ参加を希望する方に、相談員が面接会を有効に活用するためのコツを個別面接でアドバイスします。

出展企業の求人情報などが掲載された冊子を見ながら当日のコミュニケーションができますので、事前の準備を行って面接会に臨みませんか。

●日時 11月5日（木）10時～14時

※面接時間は20分程度です。

●場所 南相馬市民情報交流センター2階大会議室（南相馬市原町区旭町二丁目7-1）

●定員 20人（要予約）

●申込期限 10月29日（木）

### 【共通事項】

●留意事項 新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じて開催します。

●申し込み先 電話、またはホームページから予約ください。



ホームページはこちら

●問い合わせ先 福島広域雇用促進支援協議会福島統括窓口（☎024-524-2121）

## Happy Halloween! 親子で楽しむ 国際交流英語イベント



外国人ボランティアと英語で話しながら、異文化に触れてみませんか？

どなたでも参加大歓迎ですので、友人などを誘って参加ください。

●日時 10月25日（日）11時～13時

●場所 アムウェイハウス（馬場野字山越）

●参加費 500円（昼食代）

●定員 20人

●主催 NPO法人相馬国際交流の会

●申込・問い合わせ先

荒（☎080-5220-6298）

## 法務局からのお知らせ

### 【法定相続情報証明制度】

全国の登記所（法務局）は、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する「法定相続情報証明制度」を行っています。

この制度を利用することにより、各種相続手続きで何度も戸除籍謄本などを用意する必要がなくなります。

手数料も無料で、複数ある相続手続きが同時に進められるなど、とても便利でお得な制度ですので、ぜひ活用ください。

●問い合わせ先 福島地方方法務局相馬支局（☎363414）

### 【自筆証書遺言書保管制度】

7月10日から、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的として、法務局で自筆証書遺言書を預かる制度が始まりました。

自筆証書遺言書は、自署さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものですが、遺言書の紛失や亡失、相続人による隠匿や改ざんなどの恐れがありまし

た。

法務局が自筆証書遺言書を適正に保管管理することで、それらの防止が図られるとともに遺言書の把握も容易となりますので、ぜひ利用ください。

詳しくは、法務局ホームページ、またはお近くの法務局に問い合わせください。

●問い合わせ先 福島地方方法務局相馬支局（☎363413）  
※音声案内が聞こえたら、3を押してください。



ホームページはこちら



## 高齢運転者と家族の方へ 運転免許証の自主返納 を考えてみませんか

全国的に高齢運転者による重大事故が多発しています。

次に思い当たる場合、運転免許証の自主返納を考えてみませんか？

▽最近、運転に不安を感じるようになった

▽物忘れが激しくなった

▽体力の衰えを感じるようになった

▽標識を見落としてしまうことが増えた（歩行者の発見が遅れてしまった）

▽交通事故を起こしそうになった（事故を起こしてしまった）

【運転免許証自主返納のメリット】

有効期限内に運転免許証を自主返納し、希望する方には身分証明書として使用できる運転経歴証明書が発行されます。

また、運転経歴証明書を提示するとさまざまなサービスを受けることができる運転卒業サポート制度があります。サービスを受けられるお店

などは、下記のポスターが目印です。

※市内には、市連合商業会など支援事業を行っている多数の事業者がいます。



◎市は、65歳以上の方を対象としたおでかけミニバスを運行していますので、移動手段の一つとして利用ください。  
なお、県内の運転免許証自主返納者へのサポートなどの詳細は、県生活交通課のホームページを確認ください。

ホームページはこちら



●問い合わせ先 生活環境課（☎372144）

## ～市内 21 ルートに拡大～ おでかけミニバス運行中！！

市は、65歳以上の方の買い物支援と中心市街地活性化を目的として「おでかけミニバス」を運行しています。

詳しくは、問い合わせください。

●問い合わせ先 企画政策課（☎37-2132）

